平成２８年（フ）第６号
北海道紋別郡滝上町字滝ノ上原野１線北４番地　あけぼの東団地20号
債務者　橋本　修利
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月２日午前11時30分
旭川地方裁判所紋別支部

平成２８年（フ）第６０号
釧路市新釧路町３番17号　原マンション202号室
債務者　鈴木　憲幸
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第４６号
岡山市北区青江４丁目14番19号エトワール205
債務者　石原　史章
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４７号
岡山市北区青江４丁目14番19号エトワール205
債務者　石原　優子（旧姓岩藤）
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１５号
岡山市中区国富２丁目21番７号、旧住所福島県南相馬市原町区本陣前１丁目49番地の２Ｉ―221
債務者　西崎　好幸
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２３号
岡山市南区豊成２丁目10番33号ウインドフィル205
債務者　**德**嶋幸一朗
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８号
大分県杵築市大字杵築743番地10　メゾネット北浜105号
債務者　安**達**　和美
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午後２時
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２８年（フ）第２６号
大分県中津市大字万田305番地９　モンパルク光橋Ｄ　202
債務者　柳井田俊光
1　決定年月日時　平成28年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月１日午後１時30分
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５５６号
東京都狛江市和泉本町４丁目７番31―106号
債務者　関田　君枝（旧姓福島）
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５８７号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地1113―407
債務者　氏家　七恵
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１１５号
愛知県西尾市新渡場町大西40番地　白萩荘13号室、前住所愛知県豊川市明野町１丁目25番地の３　明野住宅４棟104号
債務者　森　　治巳
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月16日午後２時15分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第８７号
沖縄県沖縄市諸見里３丁目26番35号　メゾン諸見里201号
債務者　白保　雄子（旧姓平良）
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月７日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２７年（フ）第３０７号
香川県高松市出作町194番地５　ルベールハイツ101号
破産者　境　　俊三
1　主文　当裁判所が平成28年１月19日になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「香川県高松市出作町194番地５　ルーベルハイツ101号」とあるを「香川県高松市出作町194番地５　ルベールハイツ101号」と更正する。
2　決定年月日　平成28年６月27日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１２３８号
千葉市花見川区南花園２丁目10番１―202号、開始決定時の住所千葉市花見川区検見川町２丁目1835番地２　ハイムカミナガ205号
破産者　稲田　潤一
1　決定年月日　平成28年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９６０号
千葉県八千代市八千代台北２―１―９　サンコート21　101号室、住民票上の住所千葉県佐倉市井野1608番地４　アインズコート勝田台306
破産者　佐藤理千子
1　決定年月日　平成28年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係